

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時01分

閉会時間 午後2時14分

日時 平成28年10月12日（水）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 皆川 巖 石井 脩徳 山田 一功
桜本 広樹 遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌
渡辺 淳也 宮本 秀憲 早川 浩 上田 仁
佐藤 茂樹 清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部理事 三科 進吾
福祉保健部次長 前嶋 健佐 福祉保健部次長 三井 孝夫
福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 井出 仁 福祉保健総務課長 中山 吉幸
監査指導室長 渡辺 久夫 健康長寿推進課長 内藤 梅子
国保援護課長 古屋 正 子育て支援課長 神宮司 易
障害福祉課長 山本 盛次 衛生薬務課長 守屋 英樹
健康増進課長 岩佐 景一郎

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部理事 手塚 伸
産業労働部次長 立川 弘行 産業政策課長 飯野 正紀
商業振興金融課長 高野 和摩 新事業・経営革新支援課長 内藤 裕利
地域産業振興課長 山岸 正宜 企業立地・支援課長 初鹿野 晋一
労政雇用課長 上野 睦 産業人材育成課長 横森 充

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

議題 認第1号 平成27年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時1分から午前10時55分まで福祉保健部関係、午前11時29分
から午後2時14分まで産業労働部関係の部局審査を行った。（午前11時52
分から午後1時31分まで休憩をはさんだ）

質 疑 福祉保健部関係

（貸付金について）

遠藤委員 福の 5 ページの医師修学研修の償還金があるんですが、これは以前に貸し付けたものの戻りということになるんですか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 医師修学資金の貸付金の償還金でございますが、これは貸付金を一定期間、県内医療機関に勤務することで免除するという規定がございますが、その規定によらず、勤務することがなかったというような方がいた場合、その方から貸し付けた金額を償還をしていただくということで計上したものでございます。

遠藤委員 そういうことじゃなくてですね、福の 1 2 ページのほうに対策費というのが出ていていると思うんですけど、これは現年分、27 年度の貸付で、そして償還金のほうは 27 年度分に貸し付けたものが返ってきたんじゃないかと、以前、貸し付けたものの償還という意味なんではないかとという質問です。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） そのとおりでございます。

遠藤委員 この中に、要するに要らないよって返してくれたってということですよ。だから、定着にはつながっていないって意味でよろしいんでしょうか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 結果的に一定年数、県内医療機関に就業しない場合はお返しいただくということになってございますので、御指摘のとおりでございます。

遠藤委員 その中に地域枠採用で入ってきた方も含まれるんでしょうか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 仕組みとすれば、地域枠であったとしても当然、貸付を受けた場合に一定年数の間に県内就業しない場合には返還の対象になるということでございます。

遠藤委員 済みません、あるかないか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） この中には該当ございません。

遠藤委員 それから、もう 1 点、福の 19 ページのほうなのですが、支出がかなり少なくなっているのですが、この理由がちょっと知りたいんですが。

神宮司子育て支援課長 済みません、もう一度、今の質問をお願いします。

遠藤委員 19 ページの予算現額に対して、支出済額が、(A) 分の (B) が 40.3% ということなのですが、この要因といいますか、理由をお願いします。

神宮司子育て支援課長 この特別会計につきましては、母子父子寡婦の貸付金ということで、委員御指摘したとおり、支出が少ないということは貸付金の実績が少ないというふうなことで、このような金額になっているということでございます。

遠藤委員 申請が少なかったのか、あるいは要するにハードルまで達していなくて貸付ができなかったのか、いかがでしょう。

神宮司子育て支援課長 どちらかといいますと、やはり申請が少ないということが現状になっております。

（貸付金の収入未済について）

山田（一）委員 福祉は収入未済とか不納欠損がやっぱり多いところなのですが、あまり細かくじゃなくて、福の 5 ページの看護師等貸費生貸与償還金、これも多分、看護師になるための学費相当額か何かを貸し付けて、わかりやすく言えば、職につく、看護師不足なので、職につくということはそのまま償還する原資を持つので、ほかの、例えば母子寡婦とか、そういう意味合いとは若干違うかなと思うんですが、ちょっと金額が多いので、この内訳とどういう状況なのか御説明いただけますか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 看護師等の貸付金の償還金の収入未済でございますが、これは本来、県内の病院等に就業した場合に返還免除あるいは一部免除となるところでございますが、免除とならなかった部分については返還をしていただく必要があると。そうなったときに、返還が実際にできなかった方ということで、平成 27 年度末につきましては、18 件の方が償還ができないということで、未収となっているものでございます。

山田（一）委員 しつこくて申しわけないのですけれども、その人たちにはやはり原資があるわけだから、どういう督促というかをしたのか。18 件の方。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） この 18 件の方々につきましては、まず臨戸等を行って督促を行いながら、場合によってはその場で徴収を行うということで納入について促しているという状況でございます。

山田（一）委員 あと、監査委員の意見書にもあるので、ちょっと金額が多いから質問しますが、やっぱり母子父子寡婦、これは例年、ちょっとこの金額が多いし、社会政策的な意味合いもあるので、いろいろ難しいとは思いますが、この内訳ですね。未済の内訳だけ教えていただけますか。

神宮司子育て支援課長 母子父子寡婦貸付金の収入未済の内訳ということでございます。父子福祉資金の貸付金につきましては、制度が当初、県単独の貸付ということで一般会計で扱っていたものですので、福の 5 ページに未済額として父子だけが載っております。そのほかにつきましては、特別会計ということで福の 19 ページに載っています。

貸付未済の現状ですけれども、父子につきましては、先ほどの数字になっておりますが、母子につきましては現在、1 億 1,700 万円、寡婦につきましては 1,400 万円というような収入未済額でございます。

山田（一）委員 たしか、以前、条例改正でしたかね、父子をこの場面に入れるような条例案を、何か審議した記憶があるんですが、それは過年度なのでこういう別枠なのかどうか。

神宮司子育て支援課長 委員御指摘のとおりでございます。現在は特別会計に入っておりますの

で、一般会計はそれ以前の貸付分でございます。

（愛宕山こどもの国運営費、愛宕山少年自然の家運営費について）

桜本委員 福の 9、児童福祉総務費の下から 4 つ目なのかな、愛宕山こどもの国運営費 4,478 万円、主な支出、例えば人件費で、そのうち入っていれば、大体何人の体制でやられているのかお答えください。

神宮司子育て支援課長 愛宕山こどもの国運営費ですけれども、この 4,478 万 5,000 円というものの内訳としましては、いわゆる委託料として指定管理で行っております委託料の運営費の 4,300 万円と、それから修繕費という内訳になっております。また、委託料の内訳ですが、今、資料を確認しますので、後ほど説明させていただきます。

桜本委員 次に、福の 13、第 10 款教育費、愛宕山少年自然の家運営費 6,225 万 7,000 円ですね。ここの、やはり今と同じような支出等の内訳を説明ください。

神宮司子育て支援課長 これも一緒になってますので、今、調べて後ほど説明します。

望月委員長 すぐわかりませんか、神宮司課長。そこで調べてわからないですか。

神宮司子育て支援課長 資料が手元になれば、後ほど提出させていただきます。

（土地売り払い収入について）

猪股委員 福の 4 をお願いします。財産収入の件で。先ほど説明のあった青い鳥寮の関係なんですけど、家屋の売却の 6 億は決算報告書の 105 ページに数字は合うんですけど、土地の関係ですね、金額がちょっと合わないんですが、この辺は違いをちょっとお聞きしたいんですけれども。

山本障害福祉課長 土地売払収入の 1 億 1,960 万円余の話ですね。決算報告書との数字の違いをちょっと確認させていただいて回答させていただきたいと思っております。申しわけございません。

望月委員長 それも時間かかりますか。

山本障害福祉課長 申しわけございませんでした。青い鳥成人寮の土地売払収入は福の 4 にございますとおり、1 億 1,960 万円余でございますが、ちょっと確認できませんが、他課の分、ほかの分が入っているものと考えられます。申しわけございませんでした。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 決算報告書の 105 ページ土地売払収入 1 億 5,578 万円余には、福祉保健部障害福祉課以外の総務部財産管理課や県土整備部用地課など他部局で所管している収入が含まれています。

望月委員長 猪股委員、それでいいですか。

猪股委員 ええ。

望月委員長 じゃあ、後でまた。

猪股委員 105 ページにあるということですから、数字が合っているものだと思います。内容わからなかったから。

（老人福祉費について）

清水委員 福の 8 ページの老人福祉費の内訳についてお尋ねしたいのですが、230 億円という大きなお金で 27 年度、推進したということなのですか、この対象人員というのが何人だったのでしょうか。

内藤健康長寿推進課長 ただいまの御質問ですが、老人福祉費には、健康長寿推進課分、これにつきましては 65 歳以上の高齢者の方たちが約 23 万 4 千人いらっしゃいますので、その方たちの対象分と、それから、国保援護課分の関係の後期高齢者医療事業費がございますので、そちらとあわせてこうした金額になっておりますけれども、基本的には 65 歳以上の方たちを対象とさせていただいています。

清水委員 1 人当たりの老人福祉費って、これからすごい指標として重要なんですけど、後でいいので、年度ごとの 1 人当たりの老人福祉費がどのぐらいだとかっていうのをまた資料としていただきたいと思います。

（不用額について）

佐藤委員 福の 14 から 17 にかけて、不用額がたくさんあるんですが、こちらに関する当局の考え方、節約したのか、あるいは見通しが甘かったのか、あるいは予算取りが多過ぎたのか、その辺が私はちょっと理解できないので、なぜこれだけ多くの不用額が発生したのかお聞かせいただけますか。

中山福祉保健総務課長 まず、職員給与費につきましては、おおむね予算と変わらない執行になっております。

それから、事務費関係につきましても、例えば不用額の 8 番目ぐらいに福祉事務所運営執行残とございますけれども、これは節約に心がけて残したものと御理解いただければと思います。

その他の事業費につきましては、大きいところは、先ほども申しましたが、国保事業等で事業が確定をいたしまして、その結果、残ってしまうことが主なものでございまして、補助金を受けて行っている事業が多くありますので、不用額が大きくなっていると考えております。

佐藤委員 福の 15 の決算報告書 144 ページで、未帰還者留守家族等援護費執行残 63 万 5,000 円のうち 45 万 2,000 円の不用額ということになっています。執行残の 450 万円は、もっと有効に使えたんじゃないかって、そんな気もするんですけど、いかがでしょうか。

古屋国保援護課長 ただいまの御質問で、45 万 2,000 円の執行残が多いのではないかとことなのですが、これは中国残留孤児の帰国者に関する生活に関する支援給付が主なものでございます。帰国者の生活支援給付というのは、低所得者に対して生活保護に準じた形で支給されます。現在、山梨県に定着されている方は市町村の市の部分に住んでいらしまして、その部分については市が負担しております。町村部分については県が負担するというルールになってございまして、例えば市から町村部に転居された方は県で負担していかなければなりませんので、そのために予備的に 1 名分を計上しております。それからそれに伴って県の

保健福祉事務所のほうにも支援相談員、相談に乗る方を配置するというようなことの経費が盛ってございまして、市から町村へ、転居される方が、3月31日までわからないわけですが、その関係の執行残等でございます。

（介護職員数について）

小越委員

主要成果説明書の、まず89ページ、その後にもあるんですけど、県内の介護施設等に従事する介護職員数ということで、基準値に対して現況値、1万1,054人、進捗12.5%となっています。それで、去年の4月で国から来る介護職員の処遇改善のたしか基金が終わってしまったと思うんですけども、この介護施設に従事する介護職員というのはどういう方を持っているのか。介護施設とは何ぞやというのと、そこに入っている、例えばヘルパーさん、介護福祉士、社会福祉士、事務職員含め、どういう方々を介護職員と言っているのか教えてください。

内藤健康長寿推進課長 介護職員の範囲につきましては、いわゆる介護保険の入所施設、それからデイサービス等の在宅サービス関係の介護サービス事業所に従事している介護福祉士等の介護職員です。

小越委員

ということは、そこにいらっしゃる事務職員ですとか、社会福祉士、看護師さんとかは、この89ページの人数にはカウントされておらず、国から来ている基金もそれに充てていないという理解でよろしいのでしょうか。

内藤健康長寿推進課長 地域医療介護総合確保基金の関係で介護人材の確保等を進めさせていただいております。基本的には介護職員の定着促進や、参入促進などです。

原則は、介護職員ということになりますので、入っておりません。

小越委員

この目標の数字が1万3,283人という数字はどういうふうに出したのか。この数字で目標がよいのか。これから介護施設がふえていく、減っていく、またいろいろな介護保険の給付が外れていく中で、1万3,283人、1万1,054人という数字が妥当かどうか。目標の立て方が。いかがでしょうか。

内藤健康長寿推進課長 この数字につきましては、団塊の世代の方たちが75歳以上になります平成37年をベースに介護人材の方たちがどれだけ必要かという推計をしております、それに基づいて平成30年の数値等を出させてもらっています。推計のベースにつきましては、介護サービス事業所等の職員数の調査がございまして、厚生労働省で行っております介護サービス事業所の人員の調査により、人数を把握しております。

（待機児童数について）

小越委員

次に、61ページの保育所等の待機児童数ゼロ達成になっているのですけれども、この待機児童の考え方ですね。カウントの仕方について、山梨県はどのようなものをもって待機児童と考えているのか教えてください。

神宮司子育て支援課長 待機児童の考え方ですけども、保育所につきましては、市町村で児童入所希望の取りまとめをしております、現在、各市町村に入所の申し込みをしている希望者が全て保育所のほうに入園しているので待機児童ゼロとしております。ただし、その中には、甲府市などでは第1希望である保育所に入園できないということで、第2、第3に回るといような例もございしますが、一応それも

入所しているということで待機児童ゼロというカウントをしております。

小越委員 他県では、例えば 30 分以上、車で行くケースが多い地方都市では……。

（「そんなことなんてここで聞いたって仕方ないでしょう」と呼ぶ者あり）

小越委員 聞かせてください。聞いています。そこ言わないでください。私が聞いていますので。

それについて、この待機児童の考え方を少し変えているわけですよね。30 分以上かかる場合は待機児童とみなすんじゃないかとか、第 2 希望入れないで第 3 希望とか、そういう考え方でこの待機児童の考え方を変えていくという方針はないんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 待機児童の考え方につきましては、厚生労働省で調査がありまして、一応、その考え方に基づいて定義づけをしておるところです。

ただし、現在、国でもいわゆる潜在的な待機児童ということの中でその取り扱いを検討していると聞いています。

望月委員長 小越委員、この予算の、今の決算書の中で、所管のほうはまた別になりますからお願いします。

（不用額について）

小越委員 次に、監査委員の意見書の 33 ページ、先ほども不用額の話が出ましたけれども、33 ページの国庫支出金です。減少したもののの中に民生費国庫補助金 6 億 6,354 万円がある一方で、増加したものの、民生費国庫負担金が 15 億円ありますけれども、どのようなものが具体的に減って、どのようなものがふえたのか、具体的なものを示してください。

中山福祉保健総務課長 済みません、手元にちょっと資料がございませんので、取り寄せ、提出させていただきます。

小越委員 先ほどの佐藤委員の不用額のところの話でいくと、国庫補助金が減ったからというんですけれども、ふえたというのも 15 億円ありまして、その整合性が合わないの資料をいただきたいと思います。

それと、大きい決算報告書の中で、ちょっとわからないのですけれども、この不用額、例えば 140 ページから民生費が始まりまして、143 ページの身体障害者福祉費負担金補助及び交付金の不用額 3 億 4,700 万円。それから、例えば次の 145 ページ、負担金補助及び交付金の不用額 1 億 3,000 万円。それから、149 ページ、児童措置費負担金補助 1 億 1,000 万円不用額ということで、1 億円を超える多くの不用額が出ているんですけど、それとこの補助金が減ったのとふえたのというのが、ちょっとわからないので、この不用額、この児童福祉費、身体障害者福祉費が多く残っているのはどういうことなんですか。

神宮司子育て支援課長 児童福祉の不用額についてですが、児童福祉総務費 1 億 4,000 万円の不用額の内訳としましては、主なところを申し上げますと、子育て支援総合対策事業費の執行残が 4,300 万円。これは、市町村が行います子育て支援の 13 法定事業の運営費の執行残になります。

それから、放課後児童クラブ等の、やはり市町村が行います運営費の執行残。あるいは、安心子ども基金によります施設整備等の執行残 2,700 万円、こういったようなものを含んでおります。

以上です。

小越委員 それと、監査委員の意見書のほうの 39 ページに、不用額で重度心身障害者医療の助成事業費補助金 3 億 3,270 万円という大きい数字が不用額で載っているのですが、この青色のファイルにこの数字がどこを見ても、重度医療の不用額の金額が 3 億円って出ていないんですけれども、なぜこの青いファイルには記載がないのでしょうか。青いファイルの記載があると思われる、この福の 14 ページの身体障害者福祉費、身体障害者総合援護費執行残、ここに入っているのでしょうか。それとも、別なんでしょうか。3 億 3,200 万円、こっちの監査委員のところになぜわざわざ大きい数字が載っているんですけれど、この青いファイルになぜ載せなかったんですか。

山本障害福祉課長 委員御指摘のとおり、身体障害者総合援護費の中に重度心身障害者医療費助成制度の不用額 3 億 3,270 万円余が入っております。

小越委員 そうしますと、この執行残が 3 億円ですけれども、執行した金額は幾らで、どこに書いてあるんでしょうか。幾らでしょうか。

山本障害福祉課長 福の 8 ページ、身体障害者総合援護費、上段でございますけれども、17 億 7,800 万円余の部分の中に含まれております。重度心身障害者医療費助成事業費の支出済額は 15 億 4,211 万円余でございます。

（愛宕山こどもの国運営費、愛宕山少年自然の家運営費について）

神宮司子育て支援課長 先ほど桜本委員からの質問で、愛宕山の運営費、それから少年自然の家の運営費の内容について御説明させていただきます。

まず、愛宕山の運営費ですけれども、先ほど申し上げました指定管理につきまして 4,365 万円余の内訳ですが、そのうちの人件費は、愛宕山少年自然の家の職員が 10 人で、2,708 万 4,000 円で、委託料の約 64%でございます。

また、少年自然の家につきましては、職員体制が 11 名で、委託料の 6,225 万 7,000 円のうち、人件費が 3,240 万 6,000 円で、約 52%でございます。

桜本委員 愛宕山少年自然の家運営費 6,225 万 7,000 円。こちらの報告書を見ると、この中で 245 ページに委託料として 1 億 5,600 万円。この差というのはどんな内容なんでしょうか。

神宮司子育て支援課長 こちらのほうは愛宕山少年自然の家と愛宕山こどもの国の合算ということでございます。

桜本委員 愛宕山こどもの国は 148 ページで、全然、款項目が違うんですね。

神宮司子育て支援課長 愛宕山こどもの国は所管が子育て支援課、少年自然の家は所管が教育委員会の社会教育課になっておりまして、教育費ということで別に計上しております。

ただ、管理をする場合には指定管理ということで、こどもの国と少年自然の家

を一括して子育て支援課で委託しております。

質 疑 産 業 労 働 部 関 係

（産業技術短期大学校について）

桜本委員 第 8 款の使用料及び手数料の中で、収入のこの中で、産短大が 3 期連続入学者が 75% から 77% にここ 3 年間推移しているということの中で、どのぐらいの影響があるんですか。

横森産業人材育成課長 委員御指摘のとおり、産業技術短期大学校におきましては、ここ 3 年、70% 台の入学定員となっております。そのままの率のとおりでございまして、入学の入学料につきまして、調定額と収入額との、産の 1 ページですけれども、この中の調定額の差というところがあります。

桜本委員 簡単に言うと、1 人頭の入学金が幾らかっていうことを聞きたいわけですよ。入学金というか、1 人頭の 1 年間の。

横森産業人材育成課長 申しわけございません。産業技術短期大学校の入学金につきましては、16 万 9,200 円。これは山梨県に住所を有する者でございます。それ以外の者は 28 万 2,000 円となっております。授業料につきましては、年額 39 万円でございます。

桜本委員 それで、産の 9、産業短期大学校費ということで、執行残が 2 つ残っているのですが、これはやはり定員に満たないための影響なんですか。それとも、何か執行残に対して特別な原因というものがあるんですか。

横森産業人材育成課長 産業技術短期大学校費の不用の執行残ですけれども、3,646 万 5,000 円ですけれども、これにつきましては、管理運営費ですとか、専門の訓練費の経費につきましては、経費節減による不用額ということですので、人数が減ったからといって減っているというふうな、そういうことではございません。以上です。

桜本委員 定員が 25% ほど足りないということの中で、何か学校運営の中で、産短大自体が赤字なのか黒字なのか、その辺のことはどこでわかるわけですか。

横森産業人材育成課長 産業技術短期大学校は職業訓練施設でございます。半分が国の運営費の補助金をもって運営をしておりますので、それで運営をしておりますので、直接赤字が見えるというところはこの資料の中ではわかりません。

望月委員長 横森課長、質問に答えを出してやってください。

横森産業人材育成課長 今、厚生労働省の運営費の補助金をいただいて運営をしているということでお話をさせていただきました。全体にかかる経費につきまして、人数に応じて運営費が来ますので、それでとんとんになる計算で運営をしております。

桜本委員 またその辺は違う部分でお聞きします。
（収入未済額について）
次に、収入未済額で、雑費、利息だったかそういった負担がありましたよね。ページで産の 3。収入未済額の内訳ですね。ここの部分というのは、ちょっとと

明していただけますか。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。この産の 3 ページ、上から 3 行目ですか、収入未済額の内訳ということで、1 億 2 0 万 7, 0 0 0 円でございますけれども、これについては、ある株式会社が法人税法違反によりまして、私どもの過去交付いたしました産業集積促進助成金、これを返還命令を出しまして返していただきましたけれども、それに伴います、その返還金と、それから未収金、延滞金、加算金の分でございます。以上でございます。

桜本委員 その下の雑入で、その他 1, 7 2 2 万 9, 0 0 0 円、これはどの部分を具体的には指すんですか。内容は。

上野労政雇用課長 この 1, 7 2 2 万 9, 0 0 0 円につきましては、平成 2 6 年度に行われました会計検査の結果、当課が委託して実施しておりましたジョブカフェサテライトの運営業務につきまして、会計検査院から指摘を受けた返還金でございます。この返還金につきましては、平成 2 7 年度の 2 月補正で予算計上を行いまして、国には返還済みでございますが、その財源につきまして委託業者に返還の請求を行っている金額でございます。今、委託業者に請求、督促等を行っておりますが、現在まで納付されていないという状況にございまして、今後、県の顧問弁護士とも相談しながら回収に向けた取り組みを行っていくところでございます。
以上でございます。

桜本委員 その他ですので、これは例えば、内容としてはどういうものになるんですか。

上野労政雇用課長 具体的には、今申しました委託先に御請求している損害賠償金になっております。

桜本委員 損害賠償金ということでもいいわけですね。

上野労政雇用課長 はい。損害賠償金の未収額でございます。

（収入未済額について）

山田（一）委員 先ほどの産の 3 の収入未済額の内訳の中の延滞金、加算金、過料については、元本の返済を受けたんですか。それとも、この会社はたしか潰れたというか倒産して、その中でもう元本については不納欠損か何かの処理がされたということなんでしょうか。

初鹿野企業立地・支援課長 この会社への産業集積促進助成金については、2 億 3, 3 0 0 余万円を平成 2 0 年に支払いをいたしまして、それが法人税法違反ということで、平成 2 2 年の 7 月に返還命令を県から出しまして、それに対する返還が一度にはできないということでしたので、平成 2 2 年から平成 2 6 年まで 4 2 回にわたり、1 回当たり 5 0 0 万円ということで返済されています。その後、2 6 年の 2 月から 2 7 年の 3 月まで、5 0 万円に減額をいたしまして 1 4 回返済されまして、等々で最終的には倒産までの間に 2 億 1, 8 3 6 万円返済がされ、現状、助成金本体の残金は 1, 5 0 4 万 1, 0 0 0 円でございます。この 1, 5 0 0 万円余につきましては、雑入の県補助金返還金がその下でございますけれども、1, 6 8 9 万 1, 0 0 0 円、この中に含まれております。

それから、先ほどから御質問をいただいております延滞金、加算金及び過料に

つきましては、本体はあと 1,500 万円ということですが、それに返還がくれたということで年利 10.9% の延滞金、それから加算金が積み重なりまして、これが現状、1 億 20 万 7,000 円という状況になっております。

それから、残債権につきましては、現在、破産手続中のごさいます、この手続が収束しないうちにこれを処理ということはできないと、そういうことさいます。

以上ごさいます。

山田（一）委員 ということは、わかりやすく言うと、この収入未済額の多くは不納欠損にこの後なるということさね。

初鹿野企業立地・支援課長 それにつきましてはまだちょっとそこまでは検討が至っておりません。申しわけごさいません。

（中小企業近代化資金特別会計について）

山田（一）委員 質問を変えます。監査委員意見書の 9 ページに、やはり不納欠損額が 174 万円、これは特別会計のさね。中小企業近代化資金特別会計、産の 11 になりますが、不納欠損額は前年比と比較して 86.7% と減少しているということさですが、この後に監査意見書としては時効の中断を図るなど、債権管理を行った上で必要に応じて速やかに、適切に対応されたいと、このように書いてありますので、まずこの部分さね、これを言う前に、収入未済のほうを先に言ったほうがよかつたのかな。

まず、収入未済が中小企業近代化資金特別会計において増加したと。過年度分が減少したものの、2,774 万 5,712 円の現年分の増加が大きな要因になっているということさ、私たちはたしか高度化資金で約 100 億円を超える額を前任期のときに大きな処理をした記憶があつて、その際も中小企業の金融に対しての、我々から見ると、皆さんに対する不信感というのはね、非常にあつたと思うのですが、この増加している原因からまずお聞きをしたい。

高野商業振興金融課長 ただいまの御質問にお答えいたします。産の 11 ページの一番下にごさいます高度化資金貸付金の利子の内訳として、2,774 万 6,000 円が現在未収となっております。これにつきましては、高度化資金の貸付金の返済額が平成 27 年度中の利子分ごさいますけれども、延滞になってこの金額が計上されております。延滞の理由につきましては、具体的な企業名は申し上げられないのさけれども、高度化資金として貸付をした先が、状況が少し難しくなつてきたということさ、利子の償還が滞つたという状況ごさいます。

以上ごさいます。

山田（一）委員 その際も、当時も保証人の入れかえを容易に認容したことで、いわゆる保証人の関係はどうなっているんでしょうか。

高野商業振興金融課長 保証人につきましては、今、委員のほうからお話のありました 100 億の債権放棄をした、高度化資金の味のふるさと以降、民間のサービサーに債権回収ですとか経営指導の関係の委託をいたしまして、お願いをしている状況ごさいます。当然、連帯保証人等も含めまして債権回収のほうのお話はさせていただいている状況ごさいます。

以上です。

山田（一）委員 今、この監査資料によりますと 10 件で約 2 億 5,000 万円ということですが、サービサーを使うということは、結局、最終的には債権の切り売りをして、その半額になるのか、1 割回収するのか、それはそれぞれによって違うと思うんですけども、最後に、見通しだけお聞かせいただけますか。

高野商業振興金融課長 今、お話ししました 2,774 万 6,000 円の貸付先につきましては、現在しっかりと債権管理をしている状況でございます。あわせまして、事業の再生といましようか、延滞の解消に向けて、金融機関からも貸付を受けておりますので、金融機関等と調整をしながら、なるべく早く延滞が解消できるように努めておる状況でございます。

以上でございます。

（雇用対策費について）

遠藤委員 1 点だけお伺いします。成果表の 16 ページにありますプロフェッショナル人材なのですが、81 件の相談で成約が 1 件ということなんですけれども、まだこれ、81 件の中には、話が動いているものもあるんでしょうか。

上野労政雇用課長 プロフェッショナル人材戦略拠点事業につきましては、今年度も実施しております。今、27 年度の実績としましては成約件数が 1 件になっておりますけれども、昨年から引き続いて紹介等を行っている中で、ことしの 9 月末までで 8 件のご成約をいただいているところでございます。引き続き御相談も受けておりますので、さらに伸びるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

遠藤委員 それで、左側にある予算の見方ですけれども、予算現額が 7,200 万円余で、決算額が 1,100 万円ということなのですが、非常に差が大きいというふうに思うのですけれども、この辺はどういう関係になるのでしょうか。

上野労政雇用課長 少しわかりにくいので御説明をさせていただきますと、プロフェッショナル人材につきましては、昨年度の 9 月の補正予算で 2,498 万 1,000 円を計上させていただきました。そのうち決算額が 1,160 万 8,000 円、不用額が 1,337 万 3,000 円出ているところでございます。さらに、2 月補正で 4,789 万 6,000 円、これは翌年度の繰越ということで、加速化交付金を活用いたしまして、今年度に繰り越す費用として計上させていただいております。ですので、前年度の不用額といたしましては、1,337 万 3,000 円という額が不用額になっておまして、この原因といたしましては、10 月から拠点を設置する予定でございましたけれども、人選などに手間取りまして 12 月になったというところが大きな要因でございます。

以上でございます。

遠藤委員 この財源なのですが、国費が結構あったように思ったのですが、その辺はどのようなになっていますか。

上野労政雇用課長 プロフェッショナル人材につきましては、昨年度、27 年度分については全額が国の委託料でございます。今年度分に繰り越しました 4,789 万 6,000 円につきましては、財源は国の地方創生加速化交付金を全額充てているところでございます。

以上です。

遠藤委員 確認なのですが、歳入歳出決算報告書の中の歳入で、100 ページにある労働力対策委託金、この金額が相当するのですけれども、これがその歳入になるのでしょうか。

上野労政雇用課長 100 ページにございます調定額の 1,160 万 7,123 円というのが昨年度決算額でございます。

（不用額について）

小越委員 歳入歳出決算審査意見書の 41 ページに不用額の、地方発「小さな世界企業」ドラマ化事業費不用額 2,445 万円とあるのですけれども、これはどういう事業だったのか、どんな成果があって、この不用額は何なのか。産業労働部じゃなかったらあれですけど、わかったら教えてください。

上野労政雇用課長 この地方発「小さな世界企業」ドラマ化事業費につきましては、やはり国の地方創生加速化交付金の事業を活用するというところで、昨年度の 2 月の補正予算で計上させていただいた金額でございますけれども、これは何県かで共同して国のほうに加速化交付金の提案をさせていただきましたが、最終的に事業が不採択になりまして、実施できないことになったもので不用額として計上させていただいているものでございます。

以上です。

小越委員 不採択ということで、だめだったということですね。全額だめだったと。わかりました。

（山梨みらいファンド造成資金貸付金について）

それから、ちょっと飛ぶのですけれども、歳入歳出決算報告書の、363 ページの、山梨みらいファンド造成資金貸付金というのが平成 27 年度中は増減がないのですけれども、これはどのようなことになっているのか。もうやらないのか、償還がないのか、これからもうしないのか、ここの説明をお願いします。

内藤新事業・経営革新支援課長 みらいファンド貸付金につきましては、平成 20 年度にやまなし産業支援機構に貸し付けたものでございまして、県から 3 億円、国の中小企業基盤整備機構から 12 億円を借り入れまして、計 15 億円のファンド、基金をやまなし産業支援機構のほうに造成をいたしております。その運用益で毎年中小企業の支援をさせていただいておりますので、これが 10 年間の予定でございますので、29 年度末をもちまして終了の予定になっております。

以上です。

小越委員 この 27 年度、増減額がないということは、15 億円貸し付けているので、まだ償還がこれからされるということで、今回 29 年で終わりということですね。

内藤新事業・経営革新支援課長 今のところはそういう計画、予定になっております。

（企業立地対策費について）

小越委員 それから、成果説明書の 6 ページのところ、産業集積助成金ですね。企業立地の促進ということで、産業集積助成金を 4 社に対して出したというのですけれども、この金額は 5 億 1,000 万円がいいのか。4 社で何人雇用がふえたのか、正規社員数がわかりましたら教えてください。

初鹿野企業立地・支援課長 お答えいたします。この産業集積促進助成金の決算額は5億467万2,000円でございます。その内訳は、シチズンファインデバイスに7,680万6,000円、それから三協精密株式会社に1億1,047万4,000円、それから山梨積水株式会社に1億6,333万2,000円でございます。それから、JMエナジー株式会社に1億5,406万円です。

雇用人数については、シチズンファインデバイスが16人、三協精密株式会社が22人、山梨積水株式会社が14人、JMエナジー株式会社が18人でございます。正規、不正規の区分については、申しわけありません、ちょっと手元にご覧いただけないのでわかりません。

以上です。

小越委員 それは、正規の数は、これから調べればわかるという意味ですか。それとも、わからないというのはどういう意味でわからないんですか。これから調べればわかるということですか。ここに資料がないということですか。

初鹿野企業立地・支援課長 調べればわかります。

小越委員 調べればわかるのなら出していただきたいと思います。
(雇用対策費について)

それと、どこに書いてあるのかわからないので聞くのですけれども、昨年度、この産業集積助成金のほかに山梨県雇用創出奨励金というのを始めたと思うんですけど、何人雇用したかによって。その実績はどこにあるのか、ちょっと私の見方が悪いのかわからないんですけど、どこにあるのか、幾らで何人なのか教えてください。

上野労政雇用課長 申しわけありません。雇用創出奨励金につきましては、先にちょっと昨年度の実績についてお話しさせていただきますけれども、昨年度、1社、EPI山梨株式会社さんに対しまして、正規、非正規合わせまして12人の雇用がございまして、930万円を支出してございます。そのうち正規雇用が9人、非正規雇用が3人という状況でございます。

具体的に固有名詞では書いてないのですけれども、説明書の産の5ページでございます。この中ですね、中ほどにございます雇用対策費の中の雇用推進事業費の中に含まれている事業でございます。「(決算報告書168頁)雇用対策費」と書いております、その下に雇用推進事業費と書いてございまして、この中に含まれている事業でございますが、特別に名称としてはこの中に出てきておりませんが、事業費としてはこの雇用推進事業費の中に含まれている事業でございます。

小越委員 じゃあ、この産の5ページの雇用推進事業費の1億7,000万円の中の、その3つ、U・Iターンとか書いてありますが、そのほかに先ほど言った930万円がここに入っているという理解でいいんですね。わかりました。

それと、説明のときにありました、産の9ページの雇用推進事業費執行残の就業体験事業を何とかでできなかったという話があったのですけれども、この就業体験事業の不用額1億2,000万円のことをもう少し詳しく、どうしてこうなったのか。それで、実績はどのぐらいあったのか。実績です。何人の方が幾ら、何社というのを教えてください。

上野労政雇用課長 済みません、ここに書いてございます不用額1億2,661万7,000円に

ついてですけれども、これにつきましては、昨年度、私どもの労政雇用課で実施しました7つの事業の合計額の不用額9,697万7,000円と、先ほどお話ししました、地方発小さなドラマ化事業を含めまして、加速化交付金を財源として執行する予定でしたが、執行できなくなった、もしくは規模を縮小した事業が2,963万8,000円含まれております。

27年度に実施した事業の主な内容ですけれども、先ほどおっしゃられました、成長分野就業体験支援事業につきましては、不用額が2,479万3,000円でございますけれども、実績としましては雇用人数70人を目指しまして、人材派遣会社などに職業支援のための研修などを実施いただく事業でございます。雇用の人数としては85人を雇用したところでございますけれども、人件費等が当初の見込みを下回った関係で、不用額が生じているものでございます。

さらに、成長分野の就業体験支援事業直接雇用一時金、不用額2,550万円でございますけれども、これにつきましては、今申しました就業体験支援事業の終了後、正規、非正規の雇用を促進するための事業でございます。実績としましては52人の方を雇用しているところでございます。雇用人数が当初の予定よりも下回ったために不用額が出ているものでございます。

さらに、この中に先ほど申しましたプロフェッショナル人材の戦略拠点事業で不用となりました1,337万3,000円も含まれているところでございます。以上でございます。

小越委員

さっきの説明、就業体験のこの残の中に、さっきの、小さなドラマの話が入っているのがわかりましたけど、最初は成長分野のところで70人を目指して85人、その理由は人件費を下回ったっていうんですけど、この人件費を下回ったってどういうことですか。

上野労政雇用課長

これにつきましては、求職者を人材派遣会社さんの方に雇用していただきまして、実際に研修をしていただいた上で、そのスキルをもとに就職を支援する事業でございます。

実際に85人の方を雇用しているのですけれども、例えば、当初4カ月の予定で雇用をするのですけれども、1カ月でリタイアしてしまうような方もいらっしゃる、また、事業費の単価等も少し見込みよりも安く上がっているというところがございます。

小越委員

ということはね、85人ふえたように言ったけど、今、1カ月でやめた人もいるとなりますと、ちょっとこの事業がどの程度評価していいかわからなくなるんですけど。もう1個のさっきの説明の中で、52人雇用って言ってたんですけど、目標の人数に対して少なかったということは、目標は何人だったんですか。

上野労政雇用課長

目標としましては130人を予定しておりました。

小越委員

このところが、何を目的でやっているのか少しわからなくなっているの、また後で聞きたいと思います。

最後に、学生U・Iターンのところで、去年も長期職場体験事業ってやったと思うんですけど、それはどこに入っているのでしょうか。県外学生が帰ってきたというのがあったんですが、学生U・Iターンの職場体験事業というのは、どのくらいあったのでしょうか。

16ページですね。U・Iターン就職の促進ということで、ここに合同就職面接会とかあるんですけど、たしか職場体験事業というのは26年にやってい

て、27 年はそれがやめたんでしょうか。やっていたとしたら実績とその金額はどこに書いてあるのか教えてください。

上野労政雇用課長 学生の U・I ターン長期職場体験支援事業につきましては、平成 27 年度も実施しております。これは学生さんのインターンシップを促進する事業でございます。平成 27 年度の実績としましては、インターンシップの受入企業が 16 社で、学生さんのほうの参加の申し込みが 11 名ございましたけれども、最終的に両者をマッチングしたところでインターンシップに参加した学生さんが 6 名という実績でございます。

事業費につきましては、主要成果説明書の 16 ページ、U・I ターン就職の促進の 1,629 万 6,000 円の中に入っております。

（職業能力開発総務費について）

清水委員 事業内容についてちょっと教えていただきたいのですけれども、成果説明書の 55 ページですね。金額はそんなに大きくないのですけれども、デザインスキル云々という項目で、調査をやったということで、回収率 34%。この目的というのは何のためにやったんでしょうか。

横森産業人材育成課長 この、そもそも調査は 2,000 事業所に対して調査をしたというものにつきましては、職業能力開発計画、第 10 次の計画を昨年度から今年度にかけてつくっている最中でございますけれども、そのために企業のほうにアンケートを行いまして、企業の課題ですとか、従業員の教育内容についての課題を調査いたしました。

そのものを計画にも反映をしますし、ここにあるデザインスキルを持つ人材の育成が重要だと認識を持っておりまして、その調査結果を把握して、今後、新たな訓練メニューを考えていこうということをやったものです。

たまたまこの調査の中で、従業員のための教育課題という中には、従業員のコンピューター対応能力の向上の御意見が多うございました。このことを受けまして、デザインスキルを持つ人材の訓練の中にコンピューターに対応できる、例えばホームページの作成の支援として人をキャッチするような、そういうようなホームページの作成などの研修なんかも考えられるのかなと思います。今後、工業技術センターのデザインセンターの研究員のアドバイスも受けながら、今後はつくっていくということでございます。

清水委員 34% って、すごく回収率が低いと思うんですけれども、これは使える率なんですか。

横森産業人材育成課長 県内の従業員 5 人以上の事業所、2,000 事業所を対象としまして 10 月から 12 月の頭までにかけてやったわけですが、682 事業所から回収ということで、34.1% ですけども、数とすれば 682 事業所から回答をいただいておりますので、母数も多いですので、相当な内容で参考になろうかと思っております。

清水委員 その結果を今後どういう形で展開するんでしょうか。28 年以降。

横森産業人材育成課長 先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、従業員のための教育課題について把握できたことにつきまして、デザインスキルを持つ人材の育成につきましては、工業技術センターにデザインセンターというものがございまして、

研究員もおりますので、アドバイスを受けながら、どういうものが在職者あるいは求職者のための訓練に役に立つかを考えながら、通常やっている在職者、求職者の訓練のメニューにつけ加えていきたいと思っております。

望月委員長 清水委員と答弁者に申し上げます。これは後日、時間をかけて総括の中でまたしていただくように。今、端的な予算に対してのとか、実行の、それは事業的なものは後日の総括の中でお願いいたします。

内藤新事業・経営革新支援課長 先ほどの小越議員の質問のみらいファンド貸付金の説明につきまして一部訂正をさせていただきたいと思えます。

みらいファンドの造成が 20 年度は間違いないのですけれども、20 年度の 9 月ということで、存続期間が 30 年度の 9 月までございます。ですので、ただ、30 年度、半年弱ですので、十分な運用益が出るかがはっきりしませんので、30 年度に支援事業を行うかどうかにつきましては、今後検討させていただくということでございます。終了は 30 年度の 9 月になります。

以上でございます。失礼しました。

以上

決算特別委員長 望月 勝